

商工こすど かわら版

第277号
小須戸
商工会

〔7月
の花〕
あさがお



まちセンマルシエ&商工まつり ーこすどー 開催のお知らせ

毎年、八月開催の「商工まつり」は、今年是小須戸コミュニティ協議会と合同で、「まちセンマルシエ&商工まつりーこすどー」にリニューアルして開催することとなり、小須戸コミュニティ協議会と小須戸商工会総務委員会でご協議を重ね、内容を協議してまいりました。

屋外ではハンドメイド雑貨やアクセサリー、フリマなどのマルシエ・こすどしか味わえないキッチンカーならではのメニューをご用意いただけます。パトカー・商工会員のはたらく車の展示や小須戸喧嘩太鼓保存会による演奏もありますので、お楽しみに。商工会ブースでは、こども天国あそびの広場が4年振りに復活！また商工会員による飲食品出店、スタッフ会によるガラポン大抽選会などがあります。

屋内ではステージパフォーマンスが行われます。大人から子供までお楽しみいただけます。

当日は小須戸保育園臨時駐車場からシャトルバスが運行します。また水田・横川方面の送迎バスがご利用いただけます。それぞれご利用ください。

前日には、まちセン北側駐車場にて、こすどアーカイブsによるプロジェクトシエクシジョン上映会と竹灯籠点灯式の前夜祭がございます。

前夜祭・当日と皆様のお越しをお待ちしております。なお詳細は同封のパンフレットをご覧ください。

【開催日時】

- ・ 前夜祭 七月二十二日(土)
十八時三十分～二十時
- ・ 本祭り 七月二十三日(日)
十時～十五時

【会場】新潟市小須戸まちづくりセンター

【入場料】無料

会員募集へのご協力をお願い

小須戸商工会では、商工会へ加入されていない事業者の方へ加入促進を行っています。近年、後継者難や不況による廃業の増加傾向が顕著となり、当会の会員数も減少してきております。会員の皆様のまわりで、商工会に未加入の方や新たに事業を創業予定の方・独立等で創業された方等がおられましたら、商工会への加入をお勧め下さるようお願いいたします。ご連絡いただければ、事務局より商工会の事業・指導内容等についてご説明に伺います。ご協力をお願い申し上げます。

令和五年十月一日より

インボイス制度スタート

令和五年十月一日から「インボイス制度」が開始されますが、登録申請等のご準備はお済みでしょうか。

インボイス(適格請求書)とは、品

名の費用や消費税率、消費税額が記載された納品書等のことです。

これまでの事業者は消費税確定申告の際に、仕入税額控除を申請するときは特に必要な書類などなく控除を受けていました。しかしインボイス制度の導入後は「適格請求書」が必須となり、用意できないと仕入税額控除を受けられません。仕入税額控除を受けられないということは、本来支払うべき仕入税額よりも多く納めることとなります。

この制度が始まることにより、これまで免税事業者の方も取引先の関係でインボイス登録が必要となり、売上が一千万円以下であっても課税事業者とならざるを得ない状況になる可能性もあります。

令和五年年度の税制改正における、インボイス制度に関する四つのポイントを説明します。

【ポイント①】

免税事業者からインボイス発行事業者になられた方は、納税額を売上税額の二割に軽減できます。ただし、令和八年九月三十日の属する課税期間まで。

【ポイント②】

基準期間の課税売上高が一億円以下の事業者の方は、一万円未満の取引では、インボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能となります。ただし、令和十一年九月二十日まで。

【ポイント③】

すべてのインボイス発行事業者は、返品や値引き、割戻しなどを行った際、その金額が一万円未満の場合、返還インボイスの交付義務が免除されます。

【ポイント④】

これからインボイスを登録される免税事業者の方は、令和五年九月三十日までに申請書を提出した場合は、令和五年十月一日から登録を受けることが可能です。または、令和五年十月二日以後に登録を受ける場合、希望する日に登録を受けることが可能となります。ただし、提出日から十五日以降の事業者が希望する日。

詳しくは、国税庁HP特設サイト(下記のQRコードからもご覧いただけます)をご覧ください。

または商工会へお問合せください。



無料法律相談のご案内

新潟県商工会連合会では、無料法律相談会を開催しています。身のお悩みを法律相談で解決してみませんか。個人情報厳守されます。例えば：

- ・利息の過払い請求、従業員との労働契約に関するトラブルなど
- ・売掛金の回収、保証人に関するトラブルなど
- ・後継者への事業承継、遺産相続に関するトラブルなど
- ・商品販売に関するトラブル、交通事故の賠償など

【相談日】令和五年七月十二日(水)

午前十時～十二時

※相談時間は原則、一組三十分です。

【会場】小須戸商工会館

【相談員】板垣 剛 弁護士

【申込】

七月七日(金)までに電話にて商工会までお申し込みください。

災害に便乗した建物の修理に関するトラブルの情報提供について

新潟県火災共済協同組合(以下、組合)では、近年の自然災害を原因とする

共済金請求が増加している関係から、火災共済組合や損害保険会社等と関連する紛らわしい名称を使用し、ご契約者様の建物の修理の調査や見積書の作成に関する訪問や電話による勧誘があることについての問い合わせが頻発しています。

台風、暴風、ひょう、豪雪等による損害についてはご加入されている火災共済の一定条件のもと補償(新総合火災共済A型を除く)されますが、組合や商工会に連絡する前に業者と契約してしまい、高額な手数料等を請求される等のトラブルに巻き込まれるケースがございます。

組合のホームページでもご案内しておりますが、このようなトラブルに巻き込まれませんようご理解いただくとともに、損害がありましたら業者と契約する前に商工会または組合にご相談くださいますようお願いいたします。

新津税務署からのお知らせ

国税庁では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして働

く職員(国家公務員)を募集しています。詳しくは2023年度国税庁経験者採用試験(国税調査官級)要項をご確認いただき、お申し込みください。

【問合せ先】新津税務署 総務課
025-021-2151

事業者さん

安心・有利・手軽な

国の退職金制度を活用しませんか。

中退共済

CHU 小企業 退職金 共済制度

詳しくはホームページをご覧ください。

国の退職金制度

掛金の一部を国が助成します。

掛金は全額非課税

手数料もかかりません。

外部積立型で管理も簡単

退職金試算額などをお知らせします。

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211